

令和5(2023)年度

いじめ防止基本方針



栗東市立栗東中学校

はじめに　～いじめ防止基本方針の策定にあたって～

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、生命または身体に重大な危険を生じさせ、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものです。そのため、いじめへの対応と防止対策等は学校における最も重要な課題の一つであると考えます。また、いじめ問題への取り組みは、学校だけではなく、自治体、地域住民、家庭その他の関係者の連携と適切な役割分担が必要です。

栗東中学校では、これまでの事案対応の経験と解決のための知見に基づき、一人の教員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応していくことの重要性、また発生後の集中的な対応だけではなく、日常的な教育活動に根差した事前・事後の長期的な取り組みが必要であることを痛感しています。そうした取り組みを本校にかかわる生徒・教員・保護者・地域住民の共通理解のもと推し進めるために、また平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」の求めに基づき、本校のいじめ防止等に関する基本的な方針をここに策定します。

2023年（令和5年）4月1日

栗東市立栗東中学校長

栗東中学校いじめ対策委員会

1. いじめとは（いじめの定義）

栗東中学校では、いじめ防止対策推進法（以下、「法」と略す。）に基づき、以下のようにいじめを定義し、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの解決の対策（以下、「いじめ防止等」と略す。）を推進します。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校において、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条1項）また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、形式的・表面的に行わず、いじめられた児童側の立場に立つことが必要となる。

- (1) 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (2) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼児部を除く。）をいう。
- (3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）などをいう。
- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、いじめに該当するか否かについての見極めが必要である。

2. いじめといじめ容認の禁止

生徒に関わる大人は、次の2点をあらゆる機会にあらゆる場所で教え続けます。

- (1) いかなることがあろうともいじめ、または、いじめに類する行為を行ってはいけません。
- (2) いじめが行われているのを周りで見たり、聞いたりしたときは、速やかに周囲にいる教職員、保護者、地域の大人に報告、相談しなければいけません。

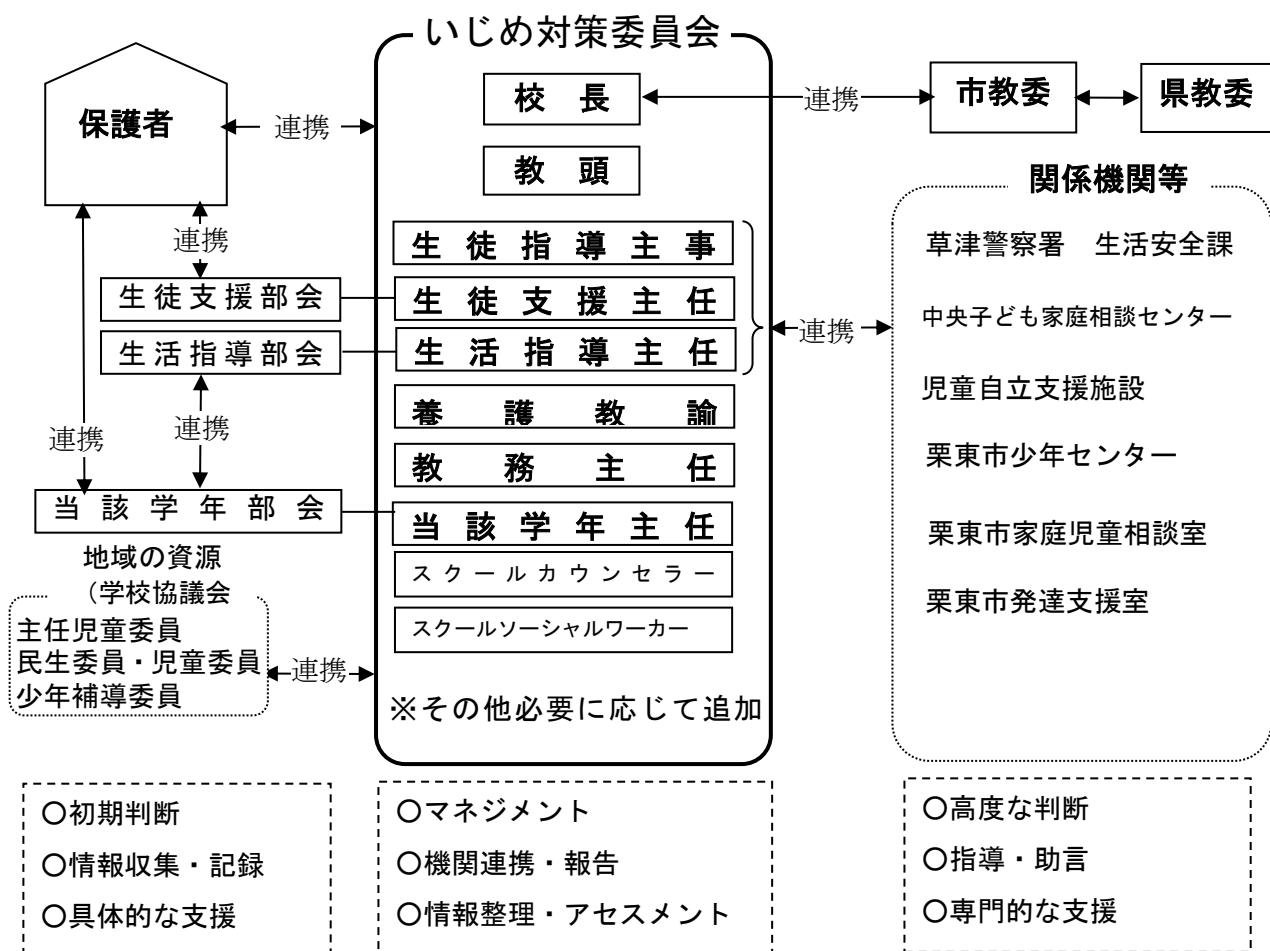
3. いじめ防止等のためのポイントと組織

栗東中学校では、いじめは、社会性の未熟な子どもの集団に起こりやすいことを踏まえ、全ての生徒を対象に、心の通う対人関係が構築できる社会性と他人の痛みがわかる感受性を育み、いじめを許さない集団風土をつくることにより、未然に防止するための要とします。こうした素地や土壤をつくるためには、関係者のより一層の共通理解と相互連携、継続的な取り組みを進めます。

また、いじめの解決に当たっては、終始いじめられた生徒の立場になって、生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認し、加害生徒と保護者を含め、関係者の理解と協力を取り付けていくことが重要です。そのためには、当該行為がいじめであるか否かを速やかに判断し、他の教育活動に優先して、組織の総力をあげて取り組むことが必要です。また、各教員が、いじめを隠したり軽視したりすることなく、解決に向けて積極的に働きかけていくためには、いじめの認知と対処を個々の教員の判断や取り組みに委ねることなく学校組織として進めることが必要となります。

そこで本校では、いじめの防止等の対策のための組織（法第22条）として、以下のような「いじめ対策委員会」を置き、いじめ防止等に関わる意思決定と連携の機能を集中させます。その一方で、当該行為が「いじめ」であるという認定については、「いじめ対策委員会」以外のどの部会・会議でも認定できる仕組みを設けて、「いじめ対策委員会」の判断を待つことなく、最前線にいる教員が、問題解決に向けて、迅速かつ主体的に対処できる柔軟な体制を整備します。

<推進体制（イメージ）>



※学校協議会とは、学校教育の成果向上を目的とした校長の諮問機関

4. 学校全体としての取り組み

(1) 学校の基本姿勢

いじめの未然防止と発生後の早期解決に向けて、本校の全職員と関係者が一体となって以下の取り組みを進めます。

- ①解決に向けた取り組みは、いじめを受けた生徒といじめを知らせた生徒の生命・心身を保護することを最優先に進めます。
- ②「栗東市いじめ防止基本方針」をもとに、いじめの防止、早期発見、対処に関する取り組み方法等を具現化し実践します。
- ③校内の職員研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取り組みを充実させます。
- ④全教職員で絶えず情報交換と共通理解を図り、学校マネジメントシステムを確実に機能させながら、継続的な改善を図ります。

(2) いじめの防止の取り組み

いじめの防止については、以下を重点事項として、全ての生徒に「いじめは決して許されない」との理解を強く促し、日々の活動の中で一人ひとりを見守ります。

- ①いじめはどんな理由があっても許されない行為であることを伝え続けます。
- ②道徳教育の充実を図り、心の通う対人関係が構築できる社会性と、豊かな人間性を育みます。
- ③学級活動等を通じて、正義が支持され、個人が大切にされる集団風土を醸成します。
- ④人権教育・体験活動等の充実を図り、自己肯定感と他人の痛みがわかる感性を育みます。
- ⑤特に配慮の必要な生徒については、各担当部会を中心に組織的な支援を行います。
- ⑥進学・進級に際して、「いじめ」に係る情報を確実に引き継ぎます。

(3) いじめの早期発見の取り組み

いじめの被害の拡大を防ぐとともに、早期の解決を図るためにには、早期での発見が重要なカギを握ります。そこで早期発見に向けて、以下の取り組みを進めます。

- ①すべての教員は、個々の生徒の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめの可能性を疑い、積極的な関わりを持ちます。
- ②学年主任と学級担任で学年の様子を毎日振り返り、生活指導部と情報共有します。
- ③生徒の心の変化をとらえるため、栗東中学校独自のライフノートを活用します。
- ④潜在的ないじめの発見に向けて、定期的なアンケート調査を実施します。
- ⑤いじめの兆候等を把握するため、定期的な教育相談期間を設定し、実施します。
- ⑥生徒や保護者が、いじめを訴えやすい体制を整えるため、電話相談窓口等の支援資源を周知します。
- ⑦地域・家庭・関係機関と連携して、継続して生徒を見守ります。

(4) いじめの解決の取り組み

いじめが認知された場合は、迅速かつ正確に以下の取り組みを進めます。

- ①いじめを認知した教員は、速やかに学年主任、生徒指導主事に報告し、初期対応を進めます。
- ②初期対応では、いじめを受けた生徒の心身の安全の確保を最優先に進めます。あわせて、いじめを知らせてきた生徒の心身の安全を確保します。
- ③その後、加害側・被害側・周辺生徒それぞれに事情を聞き取り、集約整理しながら、事実関係を明らかにします。
- ④解決に向けて、加害側生徒がいじめに至った背景を明らかにし、必要な指導・支援を行います。
- ⑤生徒指導主事は、教頭・校長に報告するとともに、方針と取り組み案を作成します。
- ⑥校長は、「いじめ対策委員会」を開催し、方針と具体的な取り組みを決定します。
- ⑦方針に基づき、家庭や教育委員会等へ報告・相談し、連携・協力できる体制を速やかに構築します。また事案に応じて、警察等関係機関との連携を図ります。
- ⑧いじめを「解消」とする際には、担任は、いじめに係る行為が相当の期間（3か月を目安とする）止んでいることを確認します。また、被害生徒がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないか、面談等により被害者本人及びその保護者に確認します。
- ⑨「解消している状態」に至った後も、教職員は、当該のいじめ被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察します。

(5) 家庭及び地域と連携した取り組み

いじめ防止等を地域、家庭と連携して進めるために、以下の取り組みを進めます。

《家庭連携》

- ①学校便りや、学年・学級通信等により、いじめとその予防に関わる情報を積極的に発信します。
- ②家庭における保護者の気づきに向け、「家庭でのいじめチェックシート」等を配布します。
- ③学校・保護者間の連絡を密にし、子どもたちが抱える問題を共有します。
- ④PTA等に働きかけ、「いじめ未然防止」等の研修会の充実を図ります。

《地域連携》

- ①生徒が地域行事に積極的に参加するよう働きかけます。
- ②「学校協議会」において、いじめを議題として提出し、参加する様々な立場の委員に意見と協力を求めます。
- ③いじめ防止等に関わる地域への周知に向けて、主任児童委員、民生委員児童委員、コミュニティセンター員、地域の各ボランティア、栗東中サポーター（※）等に協力を求めます。
- ④地域の関係団体との連携を推進します。

※栗東中サポーターとは、栗東中学校生徒の生活面での支援を目的とするボランティア

(6) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、関係機関と以下の連携を図ります。

- ①解決に至るまで、市教育委員会や関係機関と継続的に連携します。
- ②犯罪行為として取り扱われるべき「いじめ」(疑いを含む)を認知した場合や、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、速やかに警察に相談・通報します。その際には、加害生徒への教育的な配慮や被害生徒の不安への配慮を踏まえ、関係情報を適切に伝えます。
- ③生徒や保護者に対して、必要に応じて医療機関などの専門機関を紹介し、連携して取り組みます。

5. 重大事態への対処

(1) 「重大事態」とは

重大事態とは、いじめにより次のような事態に陥ったことを意味します。

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い	<input type="checkbox"/> 児童生徒が自殺を企図した場合 <input type="checkbox"/> 身体に重大な障害を負った場合 <input type="checkbox"/> 金品等に重大な被害を被った場合 <input type="checkbox"/> 精神性の疾患を発症した場合、など
②相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い	<input type="checkbox"/> 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。 ※ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に拘わらず、迅速に調査に着手します。

(2) 重大事態の発生報告

重大事態が発生（疑いも含む）した場合は、直ちに市教育委員会に報告します。

(3) 調査の主体

市教育委員会の判断のもと、学校が主体となる場合、学校いじめ対策委員会を母体に当該重大事態の性質に応じた専門家を加えたものを組織化します。また、市教育委員会が調査の主体となる場合は、積極的に資料を提供します。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となつたいじめ行為について、以下の事項を明らかとし、客観的な事実関係を速やかに調査します。

- ①いつから（いつ頃から）か
- ②誰から行われたか
- ③どのような態様だったのか
- ④いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係の問題点は何か
- ⑤学校教職員がどのように対応したか

また、累積性、複合性について＜遡及調査＞ならびに＜周辺調査＞を行います。なお、この調査は、学校と市が事実に向き合うことと、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とするもので、訴訟等への対応を目的とするものではありません。調査を実りあるものにするために、真摯に事実と向き合い、主体的に再発防止に取り組みます。

6. 評価と基本方針の見直し

以下を評価指標として、目標値に照らして方針および取り組みの妥当性を評価し、課題のあるものについては確実に見直し、より実効性のあるものに改善していきます。

指標名	指標の説明	目標値
①問題行動解決率	発生した問題行動事案において、指導完了事案÷全事案×100(%)で算出する値で、生徒・学校の生徒指導上の安定状況を表す。	全事案の 90%
②支援生徒好転率	生徒支援重点生徒のうち好転した生徒÷生徒支援の重点生徒数×100(%)で算出する値で、不登校生徒の状況好転率を表す。	60%
③いじめ事案迅速対応実現率	いじめ事案への迅速対応を最重要視し、認知から初動対応までを48時間以内(休日を含む)に実現できた割合で組織対応の迅速性を表す。	全事案の 100%

7. いじめ防止等に向けての年間計画

<2023年度 栗東市立栗東中学校 いじめ防止行動計画・年間計画>

月	教職員・児童生徒の取り組みや活動	PTAの取り組みや活動 地域への働きかけや活動	道徳の取り組み		
			1学年	2学年	3学年
4月	□学級開き □学年オリエンテーション ■いじめ防止職員研修(いじめ防止基本方針の提案・周知) □修学旅行(3年) □家庭訪問(1年) □希望者面談(2年) ■携帯電話・スマートフォン(SNS)教育(1年)	◆主任児童委員・民生委員児童委員との情報交換			
5月	■教育相談①(担任による悉皆相談) ●生徒総会 ●栗中祭	△PTA総会(いじめ基本方針について)	<input type="checkbox"/> (いじめのない集団) <input type="checkbox"/> (心から信頼できる友達)	<input type="checkbox"/> (自分を信じて)	
6月	□ソーシャル・スキル・トレーニング(1年・人権学習) ■生活アンケート①(いじめ実態の把握・悉皆)		<input type="checkbox"/> (みんな同じが良いのか)	<input type="checkbox"/> (本当の友達) <input type="checkbox"/> (個性を尊重する社会)	<input type="checkbox"/> (いじめを許さない) <input type="checkbox"/> (互いの思いの伝え方)
7月	□三者懇談会	◆学校協議会①(情報提供・諮詢)			
8月	■職員生徒指導研修会 ■人権ネット研修 ■令和5年度栗東中学校のいじめ基本方針の見直し ■令和4年度いじめ見守り生徒の認定解除				
9月	●いじめ撲滅宣言・生徒会活動発表(合唱コンクール) ■教育相談②(SC・フリーを含めた相談)		<input type="checkbox"/> (迷いを乗り越えて) <input type="checkbox"/> (みんなをまとめる力)	<input type="checkbox"/> (インターネット上の責任ある言動)	<input type="checkbox"/> (自分を抑える力) <input type="checkbox"/> (相手の気持ちを考える)
10月	■教育相談②(SC・フリーを含めた相談) ■生活アンケート②(いじめ・迷惑行為実態の把握・悉皆)		<input type="checkbox"/> (自他の権利と法の遵守)		
11月	●生徒総会 ●いじめ撲滅キャンペーン			<input type="checkbox"/> (私たちでつくる校風) <input type="checkbox"/> (いじめへの公正な態度)	
12月	■人権週間 □三者懇談会 ■令和5年度栗東中学校のいじめ基本方針の見直し ■令和5年度いじめ見守り生徒の認定解除	◆学校協議会②(情報提供・協議)			
1月	■アサーティブ(1年)		<input type="checkbox"/> (友達のよさ)		
2月	■「いじめ防止基本方針」の評価と次年度に向けた修正 □入学説明会「スマホの使い方」 ■生活アンケート③(いじめ・迷惑行為実態の把握・悉皆) ■教育相談③		<input type="checkbox"/> (お互いを認め合う)		<input type="checkbox"/> (世界平和を考える) <input type="checkbox"/> (勤労の尊さ) <input type="checkbox"/> (よりよく生きる)
3月	■次年度「いじめ防止基本方針」の検討協議 ■令和5年度栗東中学校のいじめ基本方針の見直し ■令和5年度いじめ見守り生徒の認定解除	◆学校協議会③(学校評価考察) ◇主任児童委員・民生委員児童委員との情報交換			<input type="checkbox"/> (かけがいのない生命)
年間を通じた取り組み	□栗東中人権の日の取り組み:(毎月10日予定) □○道徳の授業:(毎週1回)	◇少年補導委員による見守り・巡回 ◇主任児童委員・民生委員児童委員を交えたケース会議			

<記号の意味>□:教職員の取り組みや活動 ○:児童生徒の取り組みや活動 △:P T Aの取り組みや活動
◇:地域への働きかけや活動…としています。また特に重点的な取り組みには■●▲◆をつけています。